

社会福祉法人いなほの郷福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人いなほの郷福祉会（以下「この法人」とう。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給できるものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事の報酬
- (2) 非常勤の理事の報酬
- (3) 監事の報酬
- (4) 評議員の報酬

(報酬等の額)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表第1に定める報酬の範囲内とし、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2、別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。
- 4 役員等(役員及び監事、評議員)が法人及び施設の運営の為に、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表第2及び第3、第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、報酬毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、賃金規程第5条の規定に準じて支給）とする。

2 非常勤役員、監事、評議員に対する報酬等の支給の時期は、出席の都度現金により本人に支給する。ただし、本人が希望する場合、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費等)

第6条 役員等が法人業務のために出張する場合は、別表第5により宿泊費、報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(退職慰労金)

第9条 退職する役員等に退職慰労金を支給することができる。

2 常勤の理事に対する退職慰労金の金額は、500万円を上限とし、最終報酬月額に在任年数を乗じた額に0.5を乗じた額とする。

3 前項の理事以外の役員等に対する退職慰労金の金額は在任年数に1万円を乗じた額とする。

- 4 在任年数は、1年を単位とし1年に満たない場合は月割りとする。
- 5 金額に千円未満の端数がある場合は、千円単位に切り上げる。
- 6 職員給与が支給されている役員に対しては、退職慰労金は支給しない。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成30年 6月16日 改定

令和 1年 9月 1日 改定

令和 8年 7月 1日 改定

別表第 1（常勤の理事の報酬）

項 目	報酬(月額)	費用弁償(月額)
常勤理事	800,000円	23,000円

別表第 2（非常勤役員の報酬）

項 目	報酬	費用弁償
理事会評議員会出席報酬	5,000円	5,000円以内
理事の業務報酬	5,000円	5,000円以内

別表第 3（監事の報酬）

項 目	報酬	費用弁償
理事会評議員会出席報酬	5,000円	5,000円以内
監事監査指導報酬	10,000円	5,000円以内
監事の業務報酬	5,000円	5,000円以内

別表第 4（評議員の報酬）

項 目	報酬	費用弁償
評議員会出席報酬	5,000円	5,000円以内
評議員の業務報酬	5,000円	5,000円以内

別表第 5（出張旅費）

項 目	宿泊	報酬	その他
理事 監事 評議員	20,000円	20,000円	実費